

デ イ サ ー ビ ス ふ れ あ い

地域密着型通所介護

安来市介護予防・日常生活支援総合事業における
第一号通所事業（従前の介護予防通所介護相当サービス）

重要事項説明書

1 事業者

（１）法人の概要

法 人 名	サインポスト合同会社
所 在 地	島根県松江市東出雲町意宇東 1 丁目 6 番地 3
電話・FAX	電話 0 8 5 2 - 6 1 - 6 3 0 0 / FAX 0 8 5 2 - 6 1 - 5 4 0 0
営 業 日	月曜日から土曜日まで
営 業 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

（２）事業の目的と基本理念及び行動理念

目 的

○地域密着型通所介護

サインポスト合同会社が設置するデイサービスふれあいが行う指定地域密着型通所介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者が、要介護状態の高齢者に適正な指定通所介護の提供を行うことにより、利用者及び家族が安心して日常生活が営まれることを目的とする。

○安来市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業

サインポスト合同会社が運営するデイサービスふれあいが行う安来市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業（従前の介護予防通所介護相当サービス）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者が、要支援の状態にある高齢者等に対し、可能な限り居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、適切なサービスの提供を行うことにより、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを事業の目的とする。

基本理念

ご本人・ご家族の生活歴や人生史を知る しるし【知る史】

これまでの人生延長上のサービスを（当たり前をあきらめない）を提供いたします

行動理念

誠心誠意

1. ご利用者一人ひとりを大切に「ふれあいの心」でサービスを提供します。
2. ご自分らしく生きていただけるよう「自立支援サービス」に努めます。
3. 「感謝」の気持ちと笑顔を忘れず「質の高いサービス」に努めます。
4. 「地域の絆」「人の絆」を大切にし、地域福祉活動を支援します。
5. 社会的使命の一翼を担い「信頼」される事業運営に努めます。

2 デイサービスの概要

(1) 事業所の概要

事業所名	デイサービス ふれあい
所在地	安来市飯島町 1205 番地 1
管理者名	砂流 ゆき子
電話 / FAX	電話 0 8 5 4 - 2 3 - 8 2 3 0 / FAX 0 8 5 4 - 2 3 - 8 2 3 1
介護保険指定番号	3 2 9 0 2 0 0 1 8 1 号
サービス提供地域	安来市
営業日、時間	月曜日～土曜日の午前 0 8 : 3 0 ～ 午後 0 5 : 3 0 ※災害等や災害の危険が予測される場合は営業を中止することがあります。
休業日	日曜日、8/14～15、12/30～1/3 ※左記以外の祝日は通常営業致します。
サービス提供時間 及び利用定員	午前 0 9 : 2 0 ～ 午後 0 4 : 3 0 利用定員 1 8 名

(2) 職員体制

管理者	介護福祉士	1 名 (常勤兼務)
生活相談員	介護福祉士	2 名以上 (常勤兼務、常勤専従)
看護師	看護師、准看護師	2 名以上
介護職員	介護福祉士ほか	5 名以上

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、お客様及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、アクティビティー、その他必要な介護等を行います。

4 利用料金

(1) 通所介護 1 日 (7-8 時間) につき利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の 1 割を負担していただきます。※下記は 1 割負担の場合です。

総合事業 通所サービス	事業対象者・要支援 1 (週 1 回)	1,798 円
	事業対象者・要支援 2 (週 2 回)	3,621 円
地域密着型 通所介護	要介護 1	753 円
	要介護 2	890 円
	要介護 3	1,032 円
	要介護 4	1,172 円
	要介護 5	1,312 円
自己負担※1		
加算	処遇改善加算 I	所定単位数の 9.2%
	(総合)サービス提供体制強化加算 I	(要支援 1) 88 円・(要支援 2) 176 円/月
	(介護)サービス提供体制強化加算 I	22 円/回
	(介護)入浴介助加算 I	40 円/回
	送迎減算	▲47 円/片道
	認知症加算	60 円 (主治医の認知症自立度Ⅲ以上の方)

食材料費用	昼食代	700 円／回
	おやつ代	100 円／回
	製作材料費	200 円／月
	外出先等の利用料、活動の講師料、オムツ、パット等	実費

※ 1 表記は通所介護サービスにかかる費用の自己負担分 1 割（一定以上所得者の場合は 2 ～ 3 割負担）です。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（２）交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。1 k mにつき 50 円。

（３）キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。（連絡先：TEL 0854-23-8230）

①ご利用日の前営業日までにご連絡いただいた場合・・・無料

②ご利用日の朝 8：30 までにご連絡がなかった場合・・・介護保険自己負担分＋食材料費用

※ただし、お客様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

（４）料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 27 日のお支払いとなります。お支払い方法は、原則銀行引き落としとさせていただきます。（金融機関休業日の場合は翌営業日となります。）

5 地域密着型通所介護計画の作成とサービス記録

（１）事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。

（２）事業者は地域密着型通所介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

6 事故等、緊急時の対応

（１）緊急時の対応と緊急連絡先

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、記入ページの主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

（２）事故発生時の対応

①利用者のサービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに主治医、家族、市町村へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

② 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを速やかに行います。

③ 事故が発生した際には、その原因を解明し再発防止に努めます。

7 守秘義務

（１）事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者またはその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

（２）前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

8 虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

9 衛生管理

事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

10 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11 第三者評価

福祉サービスの第三者による評価の実施状況・・・なし

12 苦情対応窓口

通所サービスに関するご相談・苦情を承ります。

- ・デイサービスふれあい

苦情受付担当責任者 砂流ゆき子 電話 0854-23-8230

本事業所以外に、以下に苦情を申し立てることが出来ます。

- ・安来市（介護保険課） 電話 0854-23-3290
- ・島根県国民健康保険連合会 電話 0852-21-2811
- ・島根県高齢者福祉課（介護保険相談センター） 電話 0852-22-5256

13 その他

サービス提供現場において、物品のやり取りはできません。